

地震災害にかかる活動体制に関する要綱

（目的）

第1 この要綱は、地震災害が発生した場合における茨木市教育委員会（以下「委員会」という。）に属する職員の招集、児童・生徒及び社会教育施設利用者の安全確保並びに教育施設設備の安全点検等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の招集）

第2 勤務時間外における職員の招集については、次のとおりとする。

（1）動員の範囲

①学校教職員

ア 市域において南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合、全教職員は、緊急連絡の受信と迅速な参集が可能な体制を確保すること。

イ 市域において震度4の地震が発生した場合、全教職員は、自宅待機とする。ただし、各校長は、自らの判断で所属の学校へ参集するものとし、その際、一部若しくは全教職員に出勤を命ずることがある。

ウ 市域において震度5弱の地震が発生した場合、校長・教頭は、直ちに所属の学校へ参集するものとする。他の教職員は自宅待機とするが、各校長の判断で、一部若しくは全教職員に出勤を命ずることがある。

エ 市域において震度5強以上の地震が発生した場合、全教職員は、直ちに所属の学校に参集し、配備につくものとする。

②事務局職員

地震時配備体制に基づき参集すること。

（学校の児童・生徒の安全確保並びに施設設備の安全点検等）

第3 学校の児童・生徒の安全確保並びに施設の安全点検等については、「茨木市地域防災計画（第10章 災害応急対策計画・文教対策）」に定めるもののほか、教育長が別に定めるところにより、対処するものとする。

（社会教育施設の施設利用者の安全確保並びに施設設備の安全点検等）

第4 社会教育施設の施設利用者の安全確保並びに施設設備の安全点検等については、教育長が別に定めるところにより、対処するものとする。

附 則

この要綱は、平成 7 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 25 日から実施する。

茨教政第 1411 号

平成 23 年 9 月 1 日

(あて先) 市立幼・小・中
学校長・園長

茨木市教育委員会
教育長 八木 章治

地震災害にかかる学校園の園児・児童・生徒の安全確保
並びに施設設備の安全点検等について（通知）

標記のことについて、市立幼・小・中学校（園）長は、下記事項に留意し、万全を期すよう通知します。

記

（事前の措置）

- 1 学校園長は、地震災害を想定して、学校園の立地条件等を踏まえつつ「応急教育計画」を策定し、教育委員会（以下「委員会」という。）へ報告するとともに、全教職員に周知しておくこと。

（災害時の措置）

- 2 市域において震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、休業の措置をとること。
また、震度 5 弱未満の地震であっても学校園施設に被害があり、危険と認められる場合は、学校園長の判断により、委員会と協議し、休業の措置をとること。
なお、休業の措置をとった場合、学校給食も中止となるので、留意すること。
- 3 学校園長は、施設設備の被害状況を速やかに把握し、委員会に報告するとともに、施設設備の安全点検及び警備等に必要な教職員を確保すること。
- 4 園児・児童・生徒が学校園にいるときは、安全な場所に避難させ、保護・監督にあたること。園児・児童・生徒は学校園待機とし、保護者に引き渡すまで責任を持って保護・監督を継続すること。
なお、児童・生徒の登下校中に発生した場合は、危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、揺れがおさまった後、登校時においては原則として登校させること。また、下校時には帰宅させ、保護者の管理に任せることを基本とする

こと。その際、教職員その他、PTA地区委員等の協力を得て、通学路の安全を確認すること。

(災害応急復旧時の措置)

- 5 学校園長は、教職員を掌握し、学校園の警備を強化するとともに、施設設備の安全点検及び危険箇所への立入禁止の措置並びに室内等の整理整頓を行い、授業の再開に備えること。
- 6 学校園長は、学校園及び通学園路の安全が確認できたときは、委員会に報告し、授業再開の措置をとること。

なお、給食施設等が被害のため、給食の再開が困難なときは、弁当持参の措置をとること。

なお、平成19年6月1日付「地震災害にかかる学校園の園児・児童・生徒の安全確保並びに施設設備の安全点検等について」の教育長通知は廃止する。

地震災害にかかる社会教育施設の安全点検等
並びに施設利用者の安全確保について

(情報の収集)

- 1 報道等により、震度、震源、今後の地震活動、被害状況等に関する情報の収集に努めること。

(臨時休館等の措置)

- 2 市域において震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、原則臨時休館等の措置を取ることを。

また、震度 5 弱未満であっても、当該施設に被害があり危険な場合は、安全が確認されるまで施設の利用を中止すること。

(施設利用者の避難誘導)

- 3 施設利用者がいるときに地震が発生した場合は、落下物、転倒物等から身を守るよう指示し、揺れが収まった後、施設及び避難経路の安全を確認の上、安全な場所へ避難誘導するとともに、施設利用者の避難状況及び人数、負傷者の有無を確認すること。

(施設利用者への周知)

- 4 施設利用申込者に対しては、安全が確認されるまで施設の利用を中止する旨を周知すること。
- 5 ホームページへの掲載、館の入口に臨時休館等のはり紙等を行い、一般来館者への周知に努めること。

(避難誘導等の訓練)

- 6 主催事業の実施中や施設利用者がいるときに大地震が発生した場合を想定し、避難誘導や二次災害（火災等）の発生を未然に防ぐための訓練の実施計画を立て、施設業務従事者の訓練に努めること。

(施設等の点検)

- 7 施設長は、地震の発生後、建物、設備、避難経路並びに電気、ガス、水道等の被害状況を点検し、二次災害のおそれがある箇所については、立入禁止その他必要な措置を講じること。

(記録と報告)

- 8 施設長は、災害の発生等に関して、その状況及び対処したことについて、詳細に記録し、速やかに施設所管の所属長に報告すること。

(施設長の専決)

- 9 通信網の不通等により施設所管の所属長の指示が受けられないときは、施設長の判断において、適切な措置を講じること。

(その他)

- 10 その他、各施設の実情に合わせ他の項目・取り扱いを定める必要がある場合は、各所属長が別に定める。